

交野市ブロック塀等撤去・改修 促進事業補助金制度のご案内

ブロック塀等撤去・改修促進事業とは？

地震等により道路に面したブロック塀等が倒壊すると、歩行者に危険が及ぶだけでなく散乱した瓦礫等により、避難や緊急車両の通行・災害復旧作業にも支障をきたします。

交野市では、このような被害を防ぐため、危険なブロック塀等の撤去・改修の促進を目的として費用の一部を補助します。

補助対象となるブロック塀等とは？

道路に面するコンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀
又は土塀（以下「ブロック塀等」といいます。）

道路とは？

国、府、交野市が管理する道路。

対象となる条件は？

◆ 対象となるもの

- 交野市内に存するブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去及び改修するもの。
- 市税の納付が滞っていないもの。
- 国、府または市の施行する公共事業等の補償の対象となっていないもの。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないもの。
- 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの。

◆ 対象となるブロック塀等

- 撤去するブロック塀等の高さ（道路面からの高さをいう。以下同じ。）が、60cm以上のものであること。
- ブロック塀等の一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さがすべて60cm以下になること。
- ブロック塀等が道路内に残存、または水路等の公共施設に突出しないこと。
- 改修により新たなブロック塀等を設置する場合、その高さがすべて60cm以下とし、60cmを超える場合は、軽量のフェンスとすること。
- 改修により生垣を設置する場合は、延長1m当たり2本以上連続して植えること。
- 撤去するブロック塀等がなく、新たに設置する場合は、補助対象外です。

補助金額は？

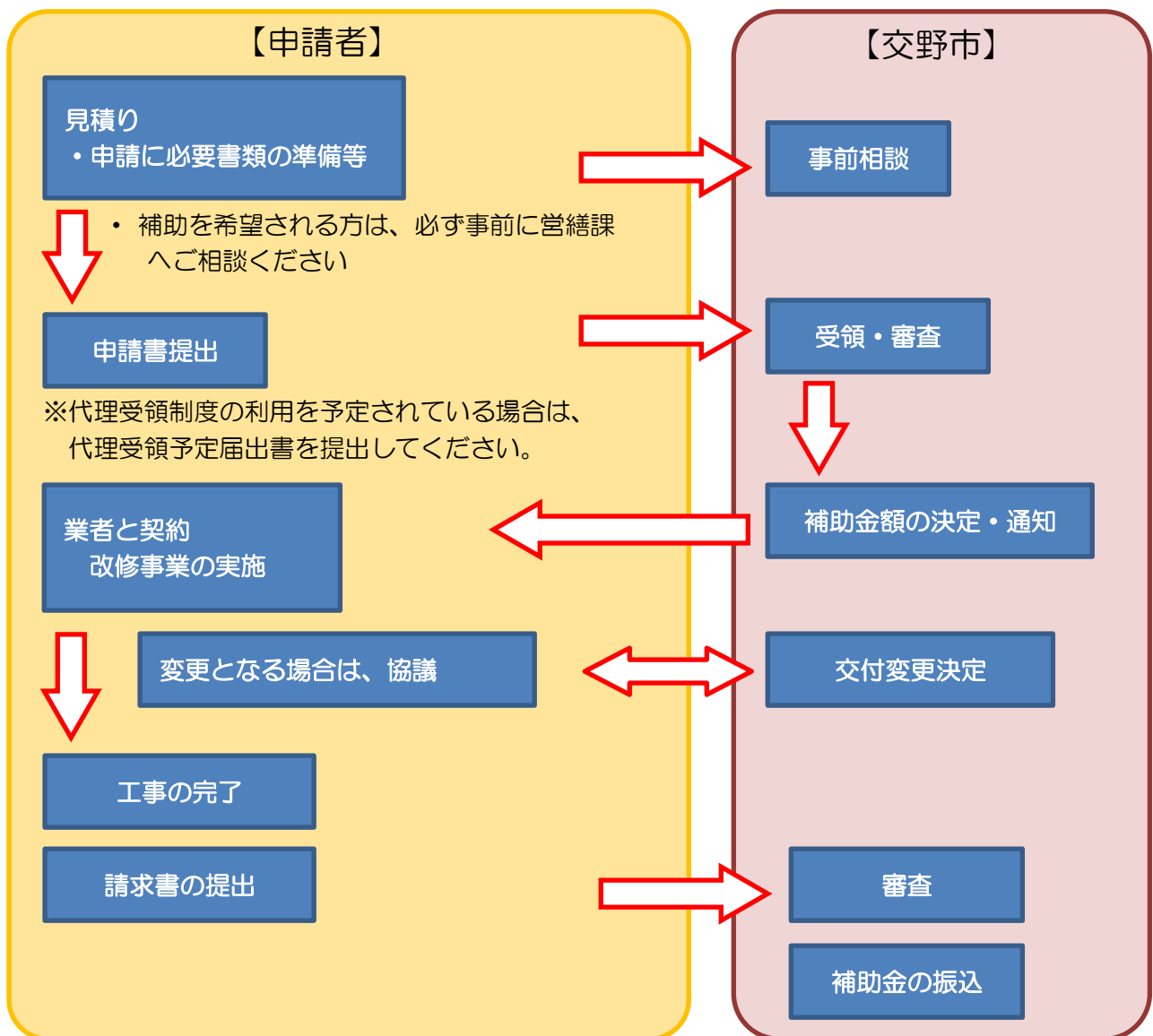
次の額を補助金として交付します。ただし、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

- ① 撤去の場合
撤去費用に相当する額の80%に相当する額で、上限100,000円
- ② 改修の場合
改修費用に相当する額の80%に相当する額で、上限200,000円

申請に必要な書類は？

- 1 交野市ブロック塀等改修促進補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 敷地の位置図（縮尺2,500分の1以上のもので工事区域を赤色で明示したもの。）
- 3 撤去または改修するブロック塀等の配置図
- 4 撤去または改修するブロック塀等の高さや延長、仕様を示した概要図（可能であれば仕様等が分かるカタログの写しを添付して下さい）
- 5 ブロック塀等の撤去または改修に要する経費の分かるもの（施工業者が発行した見積書またはその写し）
- 6 撤去前のブロック塀等の写真

手続きの流れは？



注意

この補助金を受けるには、工事着手前に申請書類を提出していただく必要があります。ただし、今回の大阪北部地震により被害を受けたブロック塀等の撤去または改修に着手されている場合についても、補助対象となる可能性がありますので、「お問い合わせ先」までご相談ください。

お問い合わせ先

交野市役所 都市計画部 営繕課 (電話：072-892-0121)